

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年7月6日

金曜日

第4373号

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定 1
- 富山県労働委員会補欠委員候補者の推薦 2

公 告

- 平成30年度屋外広告物講習会の開催 4
- 条件付き一般競争入札の実施 5
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 13
- 落札者等の公示

監査委員公告

- 監査の結果の公表 14

告 示

富山県告示第345号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年7月6日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670400694	
指定年月日	平成30年7月1日	
申請者	名称	とわ合同会社
事業所	所在地	魚津市相木 497番地1
	名称	ライフケアとわ
サービスの種類	訪問介護	

富山県告示第346号

富山県労働委員会補欠委員候補者の推薦について

富山県労働委員会使用者委員1名の辞任の申出に伴い、その補欠委員を任命するため、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、推薦資格のある使用者団体から、使用者を代表する委員の候補者の推薦を次の要領によって求める。

平成30年7月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 推薦団体資格

使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 被推薦者資格

法第19条の12第6項において準用する法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦手続

推薦書（別記様式）を提出すること。

4 推薦期間

平成30年7月6日（金）から同月14日（土）まで

5 推薦書の提出先

富山市新総曲輪1番7号

富山県商工労働部労働政策課

別記様式

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

使用者団体名

代表者名

印

富山県労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、富山県労働委員会の使用者を代表する委員候補者として、次の者を推薦します。

氏名	生年月日	住所	所属会社・工場の 名称及び地位	経歴

~~~~~  
公 告  
~~~~~**平成30年度屋外広告物講習会の開催**

富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第66号）第26条第1項の規定により、平成30年度屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、同条例第33条の3第2号の規定により公示する。

平成30年7月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 講習会の開催日時

平成30年8月22日（水）午前9時30分から午後4時30分まで

2 講習会場

富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 701号室

3 講習科目

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講申込手続

富山県屋外広告物条例施行規則（昭和49年富山県規則第36号）第26条第2項に規定する屋外広告物講習会受講申込書に、必要な事項を記載して申し込むこと。

5 受講申込先

富山市大泉東町一丁目11番28号

富山県屋外広告美術協同組合

6 受講申込期間

平成30年7月6日（金）から平成30年8月6日（月）まで

7 受講手数料

3,000円（富山県収入証紙により納付すること。）

8 講習会の課程の一部免除

次に掲げる者については、講習科目のうち屋外広告物の施工に関する事項の課程を免除する。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第 202号）第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第 139号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第44条第 1 項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて、帆布製品製造取付けに係るもの

9 講習会修了証書

講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書を交付する。

10 その他

詳細については、富山県土木部建築住宅課（電話076-444-3355）に問い合わせること。

条件付き一般競争入札の実施について

富山県立中央病院非常用発電機設備同期運転工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 167条の6 第 1 項の規定により公告します。

平成30年7月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 富山県立中央病院非常用発電機設備同期運転工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 電気設備工事
- (4) 工事概要 既設 2 台の非常用発電機設備の同期運転工事
- (5) 工 期 契約を締結した日の翌日から平成30年12月14日まで

(6) 予定価格 30,330,000円（消費税相当額を除く。）

(7) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における平成29・30年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、電気工事の等級がAの者として登載されていること。

エ 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間に、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認書（様式第2号）

(2) 申請書等の様式は、富山県立中央病院ホームページ（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<http://www.tch.pref.toyama.jp/>

(3) 提出期間

平成30年7月9日（月）から平成30年7月17日（火）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

(4) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号
富山県立中央病院経営管理課管財係

(5) 提出方法

書類の提出は、持参し、又は郵送する（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着）方法により行うものとする。

4 公告に関する質問等

- (1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成30年7月6日（金）から平成30年7月31日（火）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成30年7月18日（水）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成30年7月18日（水）から平成30年7月23日（月）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成30年7月30日（月）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配付及び質問等

(1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者（以下「入札参加資格者」という。）に対し、平成30年7月18日（水）までに設計図書等を無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

(2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

(3) 設計図書等に関する質問は、質問事項を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成30年7月18日（水）から平成30年7月31日（火）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

(5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

8 入札の日時、場所

(1) 入札の日時 平成30年8月3日（金）午後1時30分

(2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院中央診療棟5階51会議室

9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、7の(1)の設計図書等の配布の際に、併せて様式の配布を受け、作成すること。
- (3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。
- (4) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札し

た者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) (1)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の(3)の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。

(様式第 1 号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石井 隆一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 工事名 富山県立中央病院非常用発電機設備同期運転工事
2. 履行期限 平成30年12月14日まで

(提出者)

業者番号
業者名称
業者郵便番号
業者住所
役職名
代表者氏名
代表電話番号
代表 FAX 番号
部署名
商号 (連絡先名称)
連絡先氏名
連絡先住所
連絡先電話番号
連絡先 E-Mail
添付資料

(様式第 2 号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事名 富山県立中央病院非常用発電機設備同期運転工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格

| 内 容 | 該当・非該当の別(※) |
|--|-------------|
| ①政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。 | (該当・非該当) |
| ②富山県東部(富山土木センター(立山土木事務所を含む。))管内又は新川土木センター(入善土木事務所を含む。))の区域内に建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であること。 | (該当・非該当) |
| ③富山県における平成 29・30 年度建設工事競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、電気工事の等級が A の者として掲載されていること。 | (該当・非該当) |
| ④入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。 | (該当・非該当) |
| ⑤会社更生法第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。)でないこと。 | (該当・非該当) |

(※) 申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月6日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成30年5月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人富山県日中友好協会
- 3 代表者の氏名
金尾 雅行
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市赤江町1番7号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、日本国と中華人民共和国両国民の間の相互理解と友好関係を増進するため、富山県民及び国内外の中国人に対して友好交流及び相互理解推進事業を実施し、もって日本とアジア及び世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成30年7月6日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

富岩水上ライン新艇 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県観光・交通・地域振興局観光振興室コンベンション賑わい創出課
富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

平成30年6月7日

4 落札者の氏名及び住所

ツネインクラフト&ファシリティーズ株式会社
広島県尾道市浦崎町1471番地8

5 落札金額

126,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成30年4月27日

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成30年5月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年7月6日

| | |
|---------|---------|
| 富山県監査委員 | 菅 沢 裕 明 |
| 富山県監査委員 | 五十嵐 務 |
| 富山県監査委員 | 高 平 亮 |
| 富山県監査委員 | 伊 東 尚 志 |

1 監査対象箇所

監 査 年 月 日

| | | |
|-------|---------------------|------------|
| 土 木 部 | 上 市 川 ダ ム 管 理 事 務 所 | 平成30年5月25日 |
| 同 | 和 田 川 ダ ム 管 理 事 務 所 | 平成30年5月18日 |

監査対象箇所

監 査 年 月 日

| | | |
|-------------|-----------------|------------|
| 出 納 局 | 高 岡 出 納 室 | 平成30年5月22日 |
| 同 | 砺 波 出 納 室 | 平成30年5月23日 |
| 人事委員会 | 人 事 委 員 会 事 務 局 | 平成30年5月15日 |
| 労働委員会 | 労 働 委 員 会 事 務 局 | 平成30年5月15日 |
| 富山海区漁業調整委員会 | 富山海区漁業調整委員会事務局 | 平成30年5月15日 |
| 内水面漁場管理委員会 | 内水面漁場管理委員会事務局 | 平成30年5月15日 |
| 教育委員会 | 西 部 教 育 事 務 所 | 平成30年5月24日 |
| 同 | 中 央 農 業 高 等 学 校 | 平成30年5月28日 |
| 同 | 伏 木 高 等 学 校 | 平成30年5月30日 |
| 公安委員会 | 南 砺 警 察 署 | 平成30年5月18日 |
| 同 | 小 矢 部 警 察 署 | 平成30年5月30日 |

2 監査対象年度

平成28年度及び平成29年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 現金の払い込みに遅延しているものがあつた。
- イ 交通事故による損害が生じた。
- ウ 施設管理事故による損害賠償があつた。

